

第175回長浜水道企業団議会定例会議案説明資料

長浜水道企業団

1. 議案第3号 令和3年度長浜水道企業団水道事業会計剰余金の処分および決算の認定について

(1) 水道使用状況

市街地では宅地造成等により給水件数が増加していますが、長浜市北部を中心に給水人口が減少傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染防止のためのいわゆる巣ごもりなど一般用の使用が減少する一方で、観光関連が徐々に回復に向かい、業務用の使用水量が若干回復しました。一般用と業務用を合わせると、使用水量は若干の減少となっています。地域ごとでは、企業団、びわでは横ばいですが、その他の地域では減少しています。

また、有収率が低い区域があり、漏水調査と修理の強化により漏水の削減に努めるとともに、水道管路の更新を進める必要があります。

(2) 収益的収支

収入は、水道料金は一般用の減少と業務用の増加を合わせるとほぼ横ばいとなり、公共工事に伴う支障移設の受託工事収益や新規加入金が減少したことから、収入全体で若干減少しました。支出は、低金利政策による支払利息の減少、償却期間終了による減価償却費の減少や徹底したコスト削減により、支出全体で若干減少しました。

(3) 資本的収支

地域水道ビジョンに基づく施設の統廃合や老朽施設の更新、公共工事に伴う水道管路の支障移設を行い、移設補償としての分担金や企業債を財源としました。このほか、水道水の安全性の確保のため、下坂浜浄水場活性炭注入設備更新工事や浅井上水道再構築事業、安定した給水のため、豊公園配水場ポンプのインバータ化や八条山配水池延命化事業を行い、財源として、企業債や損益勘定留保資金を中心とした内部留保資金を使用しました。

なお、一部の工事につきましては、令和4年度に繰り越しています。

2. 議案第4号 長浜水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年10月から、育児休業を取得できる回数を2回に増加させることや会計年度任用職員の育児休業の取得を夫婦交代でできることなど要件の緩和が行われたことから、標記条例の一部を改正するものです。

(1) 改正内容

①育児休業の取得回数制限の緩和等

- 育児休業の取得回数を原則2回（現行は原則1回）に緩和
- （主に男性職員）上記①に加え、子の出生後8週間以内の育児休業の取得回数を2回（現行は1回）に緩和

②非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

取得要件を「子が1歳6か月に達する日までに、任期が満了すること等が明らかでないこと」から、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までに、任期が満了すること等が明らかでないこと」に緩和

③非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

会計年度任用職員の子が1歳以降に取得できる育児休業について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする規定を整備します。

(2) 施行期日 令和4年10月1日